

国際教養大学障害学生修学等支援グループ運営要領

(目的)

第1条 この要領は、国際教養大学障害学生修学等支援規程第6条第4項の規定に基づき、国際教養大学障害学生修学等支援グループ（以下「グループ」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 グループは、次に掲げる職員と担当部署の担当者と構成する。

- (1) 修学・健康支援コーディネーター
- (2) 教務課
- (3) 国際センター
- (4) カウンセラー
- (5) 看護師
- (6) その他必要な部署の担当者

(協議事項)

第3条 グループは、障害学生修学等支援委員会から付託を受け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等（以下、「要領」という）に基づき、次の事項を協議する。

- (1) 障害学生に提供する支援の具体的内容
- (2) 障害学生のための施設等の整備に関する内容
- (3) 障害学生のための連絡調整に関する事項
- (4) その他、障害学生の支援全般

(運営)

第4条 グループは、必要に応じ第2条に定める者以外の教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

- 2 グループにおける協議内容は、障害学生修学等支援委員会委員長に報告する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。